

証券コード：8209
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

大阪府大東市寺川三丁目12番1号

株式会社フレンドリー

代表取締役社長 八 木 徹

臨時株主総会招集ご通知及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、これらの議案について会社法第322条第1項に基づく決議をいただくため、本種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.friendly-co.com/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（フレンドリー）又は証券コード（8209）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月26日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日)午前10時(受付開始予定:午前9時)
2. 場 所 大阪府大東市寺川三丁目12番1号 当社1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

(臨時株主総会)

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 3. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
 4. お体が不自由又は障がいのある株主様へ車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前に連絡をお願い申し上げます。

【連絡先】

〒574-0014 大阪府大東市寺川三丁目12番1号
株式会社フレンドリー 管理本部
電話：072-874-2747 (大代表)

本株主総会においては、近況報告会はございません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、当社の株主を株式会社ジョイフル（以下「ジョイフル」といいます。）のみとし、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を非公開化するための手続として、2026年4月30日を効力発生日として、当社株式について1,355,800株を1株に併合する旨の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式併合の目的及び理由

(1) 株式併合の概要

今般、当社は、当社の株主を、当社の支配株主（親会社）であるジョイフルのみとし、当社株式を非公開化するための手続として本株式併合を実施する予定です。

本株式併合により、ジョイフル以外の株主の皆様への所有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、ジョイフルへ売却することを予定しており、その売却に係る代金を端数が生じた株主の皆様へ交付する予定です。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月29日の最終の当社の株主名簿においてジョイフル以外の株主の皆様が所有する当社株式（以下「基準株式」といいます。）の数に315円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。詳細につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(2) 端数処理の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」をご参照ください。

なお、ジョイフルによれば、ジョイフルは当社株式1,496,071株（所有割合（注）：52.46%）を所有する当社の支配株主（親会社）であります。本臨時株主総会及び本種類株主総会において本株式併合に係る議案に賛同する予定であるとのことです。

（注）「所有割合」とは、当社が2025年11月10日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済普通株式総数（2,855,699株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（3,897株）を控除した株式数（2,851,802株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針

① 本株式併合の背景等

当社は、1954年8月、大阪府大阪市浪速区霞町にて株式会社すし半として設立され、すし専門店の事業を開始いたしました。1977年1月には、ファミリーレストラン「フレンドリー」のチェーン展開を開始し、1985年4月には、商号を現在の「株式会社フレンドリー」に変更いたしました。その後、ジョイフルが当社株式に対する公開買付けを実施し、2018年6月に当社はジョイフルの子会社となりました。なお、当社株式は、1986年11月に株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場した後、2013年7月に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に移行し、2022年4月には東京証券取引所における市場区分の見直しにより東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至っております。

当社は、1954年の創業以来、大阪府をはじめとする近畿圏を中心に業態・店舗のスクラップ・アンド・ビルドを繰り返して事業の拡大を図り、2002年3月期には売上高194億円、当期純利益7億円を計上するまでに至りました。ところが、1990年代後半から始まった外食市場の縮小と、低価格帯の業態への転換を進める競合他社の大量出店の影響を受け始め、当社の業績は2003年3月期以降、悪化していきました。さらに、2007年のサブプライムローン問題と2008年のリーマンショックに端を発する景気後退の影響を受けた外食市場の更なる縮小により、当社の業績は悪化を続けました。このような事態を受けて、当社は、当社の主要取引先銀行である株式会社りそな銀行の支援下での2011年3月期以降の構造改革計画の実行や、2014年8月以降の株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援下で行った事業再生計画の実行等、様々な施策・改革を実施し、業績の回復に努めてまいりました。しかしながら、2018年6月にジョイフルの子会社となった後も、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症による影響を直接的に受けた結果、居酒屋業態の休業を余儀なくされ、業績の回復の目途が立たないと判断し、2020年6月に、人員等の経営資源の効率的運用及び収支改善を図るため、業態を「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」に絞り、それ以外の業態を廃止することを決定いたしました。そして、2020年3月期においては、期末純資産の額はマイナス1,028百万円の債務超過となり、翌事業年度の2021年3月期も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、期末純資産の額はマイナス1,280百万円となり、二期連続で債務超過となりました。このような事態を受け、当社は、親会社であるジョイフルとの協議を経て、2022年2月、ジョイフルが当社に対して有する貸付金債権を現物出資財産としたデット・エクイティ・スワップを実施し、これにより2022年3月期末において債務超過を解消し、上場廃止を回避することができました。

その後、当社は、2022年5月に2023年3月期から2026年3月期までの4ヶ年の中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて、①営業施策による売上高・客数向上、②原価低減活動の継続実施と生産性の更なる向上による収益性向上、③業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断

による業績向上、④東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準充足に向けた流通株式時価総額向上に取り組んでまいりましたが、2024年6月21日付「中期経営計画の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、原材料や人件費、物流費の高騰など、計画を策定した当時から事業環境が大きく変化したため、経営目標の達成が困難と判断し、中期経営計画の最終年度となる2026年3月期の計画を下方修正するに至りました。

このような状況下、当社は、前事業年度である2025年3月期に、営業損失39百万円、経常損失28百万円、当期純損失85百万円を計上し、期末純資産の額はマイナス40百万円となり、再び債務超過に陥ることとなりました。さらに、2026年3月期中間会計期間の期末である2025年9月30日現在においても、純資産の額はマイナス49百万円の債務超過となっており、当社にとって厳しい事業環境が継続しております。

② ジョイフルによる本株式併合の提案の経緯・目的

ジョイフルとしては、外食産業を取り巻く事業環境においては、個人消費・インバウンド需要の回復が見られる一方で、エネルギー価格・人件費・原材料価格の上昇など厳しい状況が続いていることに鑑み、グループ全体の競争力を持続的に高め、中長期的な企業価値の向上を図るためには、当社との資本関係を一層強化し、グループ一体での経営体制を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。

具体的には、ジョイフルは、当社を連結子会社化した後、両社の外食事業における知見やノウハウの相互活用により競争力強化に取り組んできたものの、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、2020年3月期に当社が債務超過に陥ったこと、さらにその後、当社の財務健全性を回復させるためにデット・エクイティ・スワップ等の施策を講じてきたものの、その後も営業損失や経常損失が継続し、2025年3月期に再び債務超過に陥ったこと、そのような状況を受けて当社の株価が低迷し、流通株式時価総額が上場維持基準を下回る状況が続いていることに鑑みて、このような状況を放置すれば、当社は上場廃止となり、当社の一般株主が将来的に株式の売買機会を失う可能性が高いと認識しており、一般株主の保護にも配慮しつつ、抜本的な改革を速やかに実施できる体制の構築が不可欠であると判断したとのことです。

また、ジョイフルとしては、当社が上場会社であることに伴い、一般株主とジョイフルとの間で利益相反が生じ得る場が存在するとともに、当社の独立性の確保や上場維持に要する人的・金銭的負担により、グループ横断的意思決定や経営資源の配分を機動的・一体的に進めることに一定の制約が生じているとの認識を有しており、とりわけ、店舗出店の最適配分、原材料の共同調達、DX・効率化投資、人材交流など、グループシナジーを強く発現させる施策について、上場会社としての配慮や手続が求められる結果、効果が限定され又はスピードが阻害されるおそれがあると考えているとのことです。

このような認識のもと、ジョイフルとしては、当社を非公開化し、資本関係をさらに強化した上で一体的な経営を行うことで、以下の施策を通じて、当社を含めたジョイフルグループの持続的な成長と企業価値の向上を図ることが可

能であると考えているとのことです。

(i) グループ内連携拡大による店舗出店の最適化

ジョイフルは、外食産業を取り巻く外部環境において、原材料価格や人件費の高騰、消費者ニーズの多様化、競争の激化などにより、依然として厳しい状況が続くと考えており、こうした環境下では、限られた経営資源を有効に活用し、店舗出店の最適化を図ることが、ジョイフルグループの持続的な成長と企業価値向上のために極めて重要であると考えているとのことです。

本株式併合によりグループ一体での経営体制を構築することで、グループ内で蓄積された出店候補地情報やノウハウを最大限に活用し、重複投資や機会損失を回避しつつ、当社の強みを活かした新規出店を戦略的に推進できる体制を構築することができると考えているとのことです。また、グループ全体でのマーケティングや業態転換も含め、より効率的かつ収益性の高い店舗網の形成を目指すとのことです。

(ii) 原材料の共同調達への推進

ジョイフルは、米・肉類等の主要原材料の共同調達について、当社との間で高いシナジー効果が期待できる一方で、当社が上場会社であることによる独立性の観点などから、業務連携に一定の限界が存在し、シナジー効果を発揮できていない現状にあると認識しているとのことです。

本株式併合によりグループ一体での経営体制を構築することで、サプライヤーとの交渉力を強化し、調達コストの削減と安定調達の両立が可能になると考えているとのことです。

(iii) 経営体制の一体化による意思決定の迅速化

ジョイフルは、外部環境の急激な変化に対応できる体制を整備することが、競争激しい外食産業の中で競争力を保ち、グループ全体の持続的な成長を維持する上で、重要であると考えているとのことです。

本株式併合によりグループ一体での経営体制を構築することで、グループ全体の意思決定プロセスを大幅に簡素化・迅速化できる体制を構築することができ、この体制の構築により、原材料価格の高騰や競合他社の動向、消費者ニーズの変化など、外部環境の急激な変化に対しても、グループとして即座に情報を共有し、柔軟かつ機動的な対応を図ることが可能になると考えているとのことです。

以上のような検討を経て、ジョイフルは、本株式併合を通じてグループ一体での経営体制を構築することが、一般株主の利益への配慮及び当社を含めたジョイフルグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から最も適切な手段であると判断し、2025年10月14日、当社に株式併合による当社株式の非公開化に関する意向表明書を提出するに至ったとのことです。

③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、上記「② ジョイフルによる本株式併合の提案の経緯・目的」に記載のとおり、2025年10月14日、ジョイフルから株式併合による当社株式の非公開化に関する意向表明書を受領いたしました。当社は、ジョイフルが当社株式1,496,071株（所有割合：52.46%）を所有する支配株主（親会社）であり、ジョイフルと当社の一般株主の皆様の間には構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本株式併合の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、2025年11月7日、当社及びジョイフルから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、当社及びジョイフルから独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、当社及びジョイフル並びに本株式併合の成否から独立した、渋谷元宏氏（弁護士、当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）、坂本佳子氏（弁護士、当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び外部の有識者である須田雅秋氏（公認会計士、須田公認会計士事務所）の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め」の相当性に関する事項）の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本株式併合に係る検討体制を構築いたしました。なお、当社の社外取締役（監査等委員）である後藤研晶氏については、ジョイフルの出身者であることから本特別委員会の委員に選任しておりません。

その後、当社は、公開買付けを前置しない手法を含む本株式併合の概要のほか、本株式併合によるシナジー、本株式併合が当社に与える影響、本株式併合後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる、基準株式1株当たりの金銭の額（以下「本端数処理交付見込額」といいます。）に係るジョイフルからの提案内容について慎重に検討してまいりました。

まず、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、(i) 本株式併合を決議する本臨時株主総会及び本種類株主総会における決議要件の充足見込みについて、ジョイフルが当社の総議決権の52.55%（2025年9月30日現在）を所有しており、当社の直近3期の各定時株主総会の議案ごとの議決権行使比率は最大で71%程度であることを踏まえると、本株式併合を決議する株主総会における議決権行使比率が直近3期の各定時株主総会の議案ごとの議決権行使比率の最大値と同程度であったとしても、ジョイフルが賛成の議決権行使を行うことにより、本臨時株主総会及び本種類株主総会における本株式併合に係る議案について議決権を行使する株主の3分の2以上の賛成が見込まれることから、本株式併合を実施するために公開買付けを前置する必要は必ずし

も高くないと考えられること、(ii) 仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様へ分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要となるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること、(iii) 本株式併合に係る議案の成否にかかわらず一般株主の皆様への取扱いが共通しており、本株式併合に反対した株主がこれに賛成した株主よりも経済的に不利益な取扱いを受けることはないこと、(iv) 本端数処理交付見込額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主の皆様は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、一般株主の皆様への利益保護に資する制度が設けられていること等から、不合理とはいえないとの考えに至りました。

また、当社は、以下の協議・検討過程において、随時、本特別委員会に報告を行い、本特別委員会から事前に確認された対応方針や交渉上の重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、AGSコンサルティング及びシティユーワ法律事務所の助言を受けながら、以下のとおり、ジョイフルとの間で、2026年1月中旬まで複数回に亘る協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2025年11月21日に、本特別委員会を通じて本株式併合に関する質問事項をジョイフルに送付し、2025年12月5日に、ジョイフルより当該質問事項に対する書面回答を事前に受領した上で、2025年12月16日に、本特別委員会を通じてジョイフルに対するインタビューを実施し、本株式併合を提案するに至った検討過程、本株式併合の目的、本株式併合によって見込まれるシナジー、メリット、デメリット及びその他の影響の内容、並びに本株式併合後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。その上で、当社は、本株式併合が当社の企業価値の向上に資すると考えられたことから、本端数処理交付見込額についてジョイフルとの協議・交渉を2025年12月19日に開始いたしました。

具体的には、当社は、2025年12月19日、ジョイフルから本端数処理交付見込額を260円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年12月26日、ジョイフルに対し、当該提案価格は、当社の一般株主の利益保護の観点からは、著しく不十分な水準にあり到底許容できないため、本端数処理交付見込額の引上げを要請する旨の回答を行いました。その後、当社は、2026年1月5日、ジョイフルから本端数処理交付見込額を285円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年1月6日、ジョイフルに対し、当該提案価格は、当社の一般株主の利益保護の観点からは、依然として著しく不十分な水準にあり到底許容できないため、本端数処理交付見込額の引上げを要請する旨の回答を行いました。その後、当社は、2026年1月8日、ジョイフルから本端数処理交付見込額を300円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年1月13日、ジョイフルに対し、当該提案価格は、当社の一般株主の利益保護の

観点からは、依然として不十分な水準にあるため、本端数処理交付見込額の引上げを要請する旨の回答を行いました。その後、当社は、2026年1月14日、ジョイフルから本端数処理交付見込額を310円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年1月15日、ジョイフルに対し、当社の一般株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点から、本端数処理交付見込額を320円とすることを提案する旨の回答を行いました。その後、当社は、2026年1月16日、ジョイフルから本端数処理交付見込額を315円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年1月16日、ジョイフルに対し、最終的な当社の意思決定は2026年1月19日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、当該提案を応諾し、本端数処理交付見込額を315円とすることに内諾する旨の回答を行いました。

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本株式併合に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年1月16日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の内容については、当社が2026年1月19日に公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」（以下「2026年1月19日付プレスリリース」といいます。）の別添資料である2026年1月16日付「答申書」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2026年1月16日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本端数処理交付見込額の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本株式併合の取引条件は公正なものであり一般株主の利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点を踏まえると、本株式併合を通じて当社株式を非公開化し、当社の株主をジョイフルのみとすることが、当社の企業価値の向上に資するものであると考えるに至りました。当社が本株式併合によって実現可能と考える具体的なシナジー及びメリットは、以下のとおりです。

(ア) 店舗出店の最適化

ジョイフルは当社が出店していない九州、四国地方に店舗を出店しており、ジョイフルと当社は地理的補完関係にあると考えております。当社がジョイフルの完全子会社となることによって、ジョイフルグループ全体として、より効率的かつ収益性の高い店舗網を形成し、当社としても全国的な営業基盤の強化が期待できると考えております。

(イ) 原材料の共同調達、物流の統合

ジョイフルとの食材仕入れや物流網を統合することで、スケールメリットを享受することができると考えております。特に、九州、四国地方に強みを持つジョイフルと近畿圏に強みを持つ当社のネットワークを相互に補完することによって、広域配送の効率化を図り、調達コストの削減と安定調達を図ることができると考えております。

(ウ) ノウハウの共有

ジョイフルの洋食・ファミリーレストランの運営に関するノウハウと、当社の和食・セルフうどんの運営に関するノウハウをこれまで以上に融合させることで、新メニューの開発や業態転換の幅をより一層広げることができると考えております。また、ジョイフルと当社のオペレーション改善手法やコスト管理手法を共有することによって、店舗における生産性を向上させることもできると考えております。

(エ) 意思決定の迅速化

ジョイフルの完全子会社となることによって、これまで以上にジョイフルと連携し、かつ、迅速に意思決定を行うことが可能となり、外部環境の急激な変化に対しても柔軟かつ機動的に対応することができると考えております。

(オ) 非上場化に伴うコストの削減

当社株式を非上場化することにより、上場維持コストの削減が見込まれることから、当社の財務基盤の再建に寄与するとともに、当該費用を新規店舗の出店等の設備投資に充てることできるようになると考えております。

また、当社株式が上場する東京証券取引所スタンダード市場では、流通株式時価総額が10億円以上、純資産の額が正であることとする上場維持基準が設けられておりますが、2025年3月31日現在、当社株式の流通株式時価総額は3.9億円、純資産の額はマイナス40百万円と上場維持基準に抵触しており、2026年3月31日までに上場維持基準に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より「監理銘柄（確認中）」に指定され、2026年3月31日時点の株券等の分布状況等に基づく東京証券取引所の審査の結果及び2026年3月期の有価証券報告書に掲載される財務諸表の内容を踏まえた東京証券取引所からの適合判定の結果、適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定された後、当社株式は2026年10月1日に上場廃止となります。このような状況の中、当社としては、当社の一般株主の皆様当社株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、一定のプレミアムを加えた価格によって当社株式の売却機会を提供することが当社の一般株主の皆様の利益に資すると考えております。

なお、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなること、コンプライアンス体制への影響、上場会社とし

て享受してきた知名度や社会的信用の低下に伴う取引先その他ステークホルダーへの影響及び今後の人材採用に影響することが挙げられますが、本株式併合後は、ジョイフルの完全子会社として、ジョイフルからの資金提供が期待できると考えられること、また、ジョイフルの経営資源やノウハウを活用することでコンプライアンス体制の強化につなげることが可能であり、さらに、上場以来、上場会社としての社会的信用力を培い、一定の知名度を獲得してきたと認識しており、上場廃止後も当社における知名度や社会的な信用面に特段の懸念はないと想定されることから、当社株式の上場廃止によるデメリットは限定的と考えております。

その上で、当社は、2026年1月19日開催の当社取締役会において、以下の点等を踏まえると、本端数処理交付見込額（315円）及び本株式併合の取引条件は公正であり、本株式併合は、当社の一般株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本端数処理交付見込額が、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項」の「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「② 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」に記載されたAGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であること。また、当社がAGSコンサルティングから取得した本フェアネス・オピニオンにおいて、本端数処理交付見込額315円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見が示されていること。
- (b) 本端数処理交付見込額が、本株式併合の公表日の前営業日である2026年1月16日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値300円に対して5.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同じです。）、2026年1月16日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値292円に対して7.88%、直近3ヶ月間の終値単純平均値302円に対して4.30%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、直近6ヶ月間の終値単純平均値336円に対して6.25%のディスカウントがされた価格となっており、過去に公表された類似事例のプレミアム割合の中央値（注）と比較すると、必ずしも高い水準とは評価できないが、仮に本株式併合が実行されなかった場合には、当社株式の非公開化がなされない結果、本株式併合によるシナジー及びメリットを享受することができなくなること、また、上記のとおり、2026年3月31日までに上場維持基準に適合していることが確認されなかった場合には、当社株式は2026年10月1日付で上場廃止となるリ

スクがあることも踏まえると、当社株式の上場廃止に伴う不利益を回避しつつ、少なくとも直近での市場株価より高い価格によって当社株式の売却機会を提供することが、当社の一般株主の利益に資すると考えられることから、非公開化の手法が類似しているに過ぎない他社事例のプレミアムと同水準のプレミアムが付されなければ本株式併合を実施すべきではないと直ちに判断することは必ずしも適切ではないと考えられ、その上で、本端数処理交付見込額が本株式併合の実施の公表日の前営業日である2026年1月16日の市場株価を上回る価格であるとともに、AGSコンサルティングによる市場株価法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であること、また、AGSコンサルティングから取得したフェアネス・オピニオンによれば、本端数処理交付見込額は当社の株主にとって財務的見地から公正であるとされていること等をあわせて考慮すると、本端数処理交付見込額に付されたプレミアム割合を理由に、本端数処理交付見込額の公正性が損なわれるものとはいえないと考えられること。

(注) 過去約6年(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降)に実施された公開買付けを前置しない株式併合による非公開化事例における、公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順にそれぞれ34.33% (公表日の前営業日)、35.61% (直近1ヶ月)、36.20% (直近3ヶ月)、37.62% (直近6ヶ月)です。

- (c) 本端数処理交付見込額が、当社における2025年9月30日現在の1株当たり純資産額(マイナス789.97円)を超えていること。
- (d) 下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (e) 本特別委員会が、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本株式併合の取引条件には公正性が認められる旨の意見を示していること。

以上より、当社は、2026年1月19日開催の当社取締役会において、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議することを決議した

しました。上記取締役会における決議の方法については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

④ 本株式併合後の経営方針

ジョイフルと当社の取締役との間では、本株式併合後の役員就任等について特段の合意を行っておらず、本株式併合後の当社の経営体制の詳細については、本株式併合の実施後、検討していく予定です。また、本株式併合後の当社の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（本株式併合の内容）

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

当社株式1,355,800株を1株に併合いたします。

(3) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年4月30日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

10株（うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株）

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について1,355,800株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主をジョイフルのみとすることを目的として行われること、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

ジョイフルは当社株式1,496,071株（所有割合：52.46%）を所有する当社の支配株主（親会社）であり、本株式併合においては、ジョイフルと当社の一般株主の皆様間に構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、当社は、本株式併合の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、下記「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実

施いたしました。

(2) 端数処理の方法に関する事項

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、ジョイフル以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主をジョイフルのみとするを目的とするものであること、また、当社株式が2026年4月27日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ジョイフルに売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、基準株式の数に本端数処理交付見込額と同額である315円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社ジョイフル

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

ジョイフルは、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、ジョイフルが保有する現預金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、ジョイフルの直近の財務諸表上の現預金額を確認することによって、ジョイフルにおける資金確保の方法を確認しております。また、ジョイフルによれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の買取代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、ジョイフルによる本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の買取に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年5月中旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本

株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式をジョイフルに売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月中旬を目処に当社株式をジョイフルへ売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月頃を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(2) 端数処理の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、基準株式の数に本端数処理交付見込額と同額である315円を乗じた金額とする予定です。

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針」の「③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由から、本端数処理交付見込額(315円)及び本株式併合の取引条件は公正であり、本株式併合は、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断いたしました。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及びジョイフルとの関係

当社は、本端数処理交付見込額を決定するに際して、本端数処理交付見込額の公正性を担保するため、当社及びジョイフルから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年1月16日付で本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。

AGSコンサルティングは、当社の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式併合に係るAGSコンサルティングの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであります。また、本特別委員会は、2025年11月14日開催の第1回の会合において、AGSコンサルティングの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

(ii) 算定の概要

AGSコンサルティングは、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。

AGSコンサルティングによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 292円から336円
DCF法	: 137円から412円

市場株価法では、本株式会社併合の実施に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年1月16日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値300円、直近1ヶ月間の終値単純平均値292円、直近3ヶ月間の終値単純平均値302円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値336円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を292円から336円までと算定しております。

DCF法では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2026年3月期から2031年3月期までの6期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、当社の2025年9月末時点における財務情報及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を137円から412円までと算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、4.95%～5.95%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、当社の属する業界の外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率は1%とした上で、継続価値を2,406,764千円～3,162,481千円と算定しております。また、保有有価証券は株式価値に算定に重要な影響を及ぼす非事業資産として、当社の事業価値に加算しております。

AGSコンサルティングがDCF法の算定の前提とした本事業計画は、本株式会社併合の取引条件の公正性を検討することを目的として、過去の業績や足元の収益状況、今後の事業環境に加えて当社が実施予定の施策等を踏まえて、当社において、ジョイフルの役職員を兼務しない独立した社内検討体制の下で策定されており、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。本事業計画には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期から2031年3月期の各事業年度において、高単価品の投入に伴うセールスマックスの改善によ

る顧客単価の増加、アプリクーポンやQRコード決済の導入、SNS等の広告宣伝による店舗への来店数の増加による売上高の増加を主因に営業利益の大幅な増加を見込んでおります。また、これらの要因により2027年3月期から2030年3月期の各事業年度において、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

なお、当該財務予測における2026年3月期の売上高（2,195百万円）及び営業利益（-17百万円）は、当社による本事業計画の策定に際して、足元の事業進捗状況を反映しているため、当社が2025年11月10日付で公表した「第2四半期（中間期）業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」における2026年3月期の業績予想（売上高2,308百万円、営業利益55百万円）と異なりますが、詳細については、当社が2026年1月19日付で公表した「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本株式併合の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておられません。

（単位：百万円）

	2026年 3月期 (6ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	1,073	2,250	2,342	2,435	2,535	2,637
営業利益	-9	31	84	137	194	252
EBITDA	7	64	115	166	222	278
フリー・キャッ シュ・フロー	-17	26	60	98	133	169

AGSコンサルティングは、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また、当社の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣がその内容を精査した上でAGSコンサルティングによる価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティ

ングの算定は、2026年1月16日までの上記情報を反映したものです。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

当社は、2026年1月16日付で、AGSコンサルティングから、本端数処理交付見込額315円が当社的一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております(注)。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく当社株式の価値算定結果等に照らして、本端数処理交付見込額315円が、当社的一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、AGSコンサルティングが、当社から、当社の事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社株式の価値算定結果に加えて、本株式併合の概要、背景及び目的に係る当社及び本特別委員会との質疑応答、AGSコンサルティングが必要と認めた範囲内の当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにAGSコンサルティングにおける社内審査を経て提出されております。

(注) AGSコンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成に際して、当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGSコンサルティングは、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。

AGSコンサルティングは、当社の全ての資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングは、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

AGSコンサルティングは、提供された事業計画その他将来に関する情報が、本フェアネス・オピニオンの作成時点において当社の経営陣による最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、その実現可能性について独自に検証は行わず、これらの事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

AGSコンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成に際して、当社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもAGSコンサルティングが評価の基礎として使用できなかったものについては、AGSコンサルティングは、当社の同意のもとで、A

GSコンサルティングが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。かかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、AGSコンサルティングは独自の検証を行っておりません。AGSコンサルティングは、本株式併合が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、当社又は本株式併合で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができること、またかかる承認及び同意の内容が、本端数処理交付見込額に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、当社は、本端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本端数処理交付見込額の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は当社の本株式併合に関する意思決定について意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当社が本株式併合に関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本端数処理交付見込額の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであることから、本株式併合の代替的な選択肢となり得る取引との相対的優位性については言及しておらず、本株式併合の是非についての意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当社取締役会が本端数処理交付見込額を検討するための参考情報として利用することを唯一の目的として作成されたものであり、当社取締役会以外の第三者に宛てられるものではなく、当該第三者はいかなる目的においても、これを信頼し又はこれに依拠することはできません。本フェアネス・オピニオンは、当社の一般株主に対して本株式併合に関する議決権等の株主権の行使、当社株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本端数処理交付見込額が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かの意見を表明したものであり、当社の一般株主以外の第三者にとって財務的見地から公正であるか否かの意見を表明することを求められておらず、かつ、意見を表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、本端数処理交付見込額が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、本フェアネス・オピニオンの作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにAGSコンサルティングに供され又はAGSコンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を表明したものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、AGSコンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないものとします。

(4) 本株式会社併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
ジョイフルは当社株式1,496,071株(所有割合:52.46%)を所有する当社の支配株主(親会社)であり、本株式会社併合においては、ジョイフルと当社の一般株主の皆様間に構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、当社は、本株式会社併合の公正性の担保、本株式会社併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下の措置を実施いたしました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本端数処理交付見込額を決定するに際して、本端数処理交付見込額の公正性を担保するため、当社及びジョイフルから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年1月16日付で本株式会社価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。

当社及びジョイフルとAGSコンサルティングとの関係、算定の概要並びに本フェアネス・オピニオンの概要については、上記「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「② 算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式会社併合に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及びジョイフルから独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本株式会社併合に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本株式会社併合に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

シティユーワ法律事務所は、当社の関連当事者には該当せず、本株式会社併合に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式会社併合に係るシティユーワ法律事務所の報酬は固定報酬であります。また、本特別委員会は、2025年11月14日開催の第1回の会合において、シティユーワ法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、当社の取締役会にて、本株式会社併合を審議及び決議するに先立って、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2025年11月7日開催の当社取締役会決議により、当社及びジョイフル並びに本株式会社併合の成否から独立した、渋谷元宏氏(弁護士、当社の社外取締役(監査等委員)兼独立役員)、坂本佳子氏(弁護士、当社の社外取締役(監査等委員)兼独立役員)及び外部の有識者である須田雅秋氏(公認会計士、須田公認会計士事務所)の3

名によって構成される本特別委員会を設置しました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、渋谷元宏氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみとなります。

その上で、当社は、本特別委員会に対し、(i)本株式併合の是非(本株式併合が当社の企業価値の向上に資するか否か)、(ii)本株式併合の取引条件の公正性、(iii)本株式併合に係る手続の公正性、(iv)上記(i)から(iii)を踏まえ、本株式併合の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものであるといえるか(以下、(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、本株式併合の実施を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には本株式併合を実施しないこととするとともに、本特別委員会に対して、(a)本特別委員会が自ら交渉を行うこともできるほか、交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本株式併合の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、(b)必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限(この場合の費用は当社が負担するものとしております。)のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、さらに、(c)答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。上記(b)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2025年11月14日に開催された第1回の会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティアーク法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2025年11月14日から2026年1月16日までに、会合を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本株式併合により想定されるメリット・デメリット、本事業計画の策定手続及び内容等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ジョイフルから、本株式併合を提案するに至った背景及び目的、本株式併合の実施後に想定している施策の内容、本株式併合を通じた非公開化によって見込まれるメリット・デメリット、並びに本株式併合後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、

その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けました。

そして、本特別委員会は、AGSコンサルティングから、ジョイフルの提案内容や交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり、ジョイフルに対して本端数処理交付見込額の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従ってジョイフルと交渉を行ったことにより、ジョイフルとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行った結果、以下の答申内容の本答申書を、2026年1月16日付で、委員全員的一致で、当社取締役会に対して提出いたしました。本答申書の内容については、2026年1月19日付プレスリリースの別添資料である2026年1月16日付「答申書」をご参照ください。

(答申内容)

- (i) 本株式併合は当社の企業価値の向上に資すると考えられるため、その実施は相当であると思料する。
- (ii) 本株式併合の取引条件には公正性が認められる。
- (iii) 本株式併合に係る手続には公正性が認められる。
- (iv) 上記(i)から(iii)を踏まえると、本株式併合の実施を決定することは当社の一般株主にとって公正なものであると思料する。

④ 利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、AGSコンサルティングから取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、シティニューワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件について慎重に検討を行いました。その結果、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針」の「③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本株式併合により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本端数処理交付見込額及び本株式併合の取引条件は公正であり、本株式併合は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断し、2026年1月19日開催の当社取締役会において、当社取締役6名のうち代表取締役社長である八木徹氏及び取締役（監査等委員）である後藤研晶氏を除く4名の全員一致で、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長である八木徹氏はジョイフルの従業員を兼任していること、また、取締役（監査等委員）である後藤研晶氏はジョイフルの出身者であることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本

株式併合の実施に係る当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、2026年4月28日付で当社の自己株式3,897株（2025年12月31日現在当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は2,851,804株（うち普通株式2,851,802株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は10株（うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株）に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は4株（うち普通株式2株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者はジョイフルのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、定款第18条の2（種類株主総会）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月30日に効力が生じるものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 6,180,000株とし、各種類の株式の発行 可能株式総数は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 普通株式 6,180,000株 (2) A種優先株式 1株 (3) B種優先株式 1株</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10株</u>と し、各種類の株式の発行可能株式総数は、 以下のとおりとする。</p> <p>(1) 普通株式 8株 (2) A種優先株式 1株 (3) B種優先株式 1株</p>
<p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p>	<p><削除></p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の権 利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権 利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請 求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当て及び募集新株予約権の割 当てを受ける権利</p>	<p><削除></p>
<p>第10条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年3月31日とする。</p>	<p><削除></p>
<p>第14条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第18条 (条文省略)

(種類株主総会)

第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

4 第14条(招集権者および議長)、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)、第17条(議決権の代理行使)及び第18条(議事録)の規定は種類株主総会に準用する。

第19条～第43条 (条文省略)

<削除>

第12条～第14条 (現行どおり)

(種類株主総会)

第14条の2 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

4 第11条(招集権者および議長)、第13条(議決権の代理行使)及び第14条(議事録)の規定は種類株主総会に準用する。

第15条～第39条 (現行どおり)

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

議案の内容につきましては、株主総会参考書類3頁から23頁に記載の第1号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

第2号議案 定款一部変更の件

議案の内容につきましては、株主総会参考書類24頁から26頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

